

(別紙)

Tottori English Challenge Program 2024 委託業務仕様書

1 業務の名称

Tottori English Challenge Program 2024 (以下「本プログラム」という。)

2 業務の目的

中学校及び高等学校の生徒が、3日間にわたり目的別のレッスンを受講し、外部ネイティブ講師(以下「外部講師」という。)や外国語指導助手(以下「ALT」という。)等のネイティブスピーカーの支援を受けて、英語のスピーキング力を高める。

3 業務期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

なお、派遣期間は令和6年8月10日から令和6年8月12日までとする。

4 プログラム概要について

(1) プログラム概要

①期日	令和6年8月10日(土)、11日(日)、12日(月)
②時間	午前10時から午後3時30分まで(昼休憩1時間含む)
③会場	鳥取県立倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2) 大研修室、中研修室、小研修室1、小研修室2
④対象	鳥取県内中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部及び鳥取県内高等学校、特別支援学校高等部、国立高等専門学校1~3年に在籍する生徒50名
⑤参集方法	各自が公共交通機関または各家庭の送迎等により参集
⑥運営及び指導担当者	外部講師9名、県立高等学校配置ALT9名、日本人運営スタッフ3名、鳥取県教育委員会指導主事1名
⑦コース	プレゼンテーション、ディベート、ディスカッション、スキットのいずれかのコースを受講する

(2) コース概要

日付	コース【予定生徒人数】				
	プレゼンテーション 【18人】	ディベート 【6人】	ディスカッション 【12人】	スキット 【14人】	
8/10(土)	午前	受付・参加者確認 プログラム概要説明・講師照会			
	午後	・参加者自己紹介 ・アイスブレイク ・個人の目標設定	・参加者自己紹介 ・アイスブレイク ・個人の目標設定	・参加者自己紹介 ・アイスブレイク ・個人の目標設定	・参加者自己紹介 ・アイスブレイク ・個人の目標設定
8/11(日)	午前	・コースオリエンテーション ・プレゼンテーションの指導①	・コースオリエンテーション ・ディベートの指導①	・コースオリエンテーション ・ディスカッションの指導①	コースオリエンテーション ・スキットの指導①
	午後	・アイスブレイク ・プレゼンテーションの指導②	・アイスブレイク ・ディベートの指導②	・アイスブレイク ・ディスカッションの指導②	・アイスブレイク ・スキットの指導②
8/12(月)	午前	・プレゼンテーションの指導③	・ディベートの指導③	・ディスカッションの指導③	・スキットの指導③
	午後	・プレゼンテーションの指導④	・ディベートの指導④	・ディスカッションの指導④	・スキットの指導④

	午後	・ 成果の発表 ・ 講師からの講評 ・ 修了証の授与	・ 成果発表 ・ 講師からの講評 ・ 修了証の授与	・ 成果発表 ・ 講師からの講評 ・ 修了証の授与	・ 成果発表 ・ 講師からの講評 ・ 修了証の授与
--	----	----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

5 業務内容

本プログラムの実施に係る、プログラム指導計画作成、プログラム運営、講師派遣を含むコーディネートとし、内容は次のとおりとする。

(1) プログラム指導計画作成

以下のプログラム指導方針に沿ったプログラム計画を作成する。

- ア 概ね生徒5～6人に対して外部講師1人とALT1人を配置した3日間のプログラムをとおり、英語でコミュニケーションを図り、様々な場面で英語によるコミュニケーション能力の育成を目指す。
- イ 本プログラムで扱うテーマや内容は、中学生及び高校生が興味・関心をもち、グローバルな課題や、地域の課題について主体的に考えることができるようなものとする。
- ウ 各コースの指導上、必要に応じて、課題等を課すことがある。
- エ 生徒は振り返りを行い、自らの学習課題に気づいたり、目標を設定したりして、自己の学習を調整できる力の育成を目指す。

(2) プログラムの運営

- ア 受注者はプログラムの運営マニュアル（英語版、日本語版）を作成し、プログラムを運営する。
- イ 外部講師、日本人運営スタッフ及びALTが、円滑にプログラムを実施し、適切に生徒の支援に当たることができるようにする。
- ウ 受注者は、日本人運営スタッフを3名派遣して、うち1名を責任者とする。責任者は、外部講師、ALT及び他の日本人運営スタッフを指揮し、本プログラム運営の統括を行う。鳥取県教員委員会指導主事は運営の補助等を行う。
- エ 会場との打合せは受注者が行うこと。
- オ 受注者は、本プログラムの実施にあたり必要な会場の準備及び片付けを行う。
- カ 参加者の募集、決定、参加者への決定通知、グループ分け等は受注者が行う。
- キ 参加者は現地集合・現地解散とすること。
- ク 受注者は、本プログラムの参加者にアンケート調査を行い、成果をとりまとめの上、完了報告書とともに、発注者に報告する。

(3) 外部講師及び日本人運営スタッフの手配

- ア 8月10日（土）、11日（日）、12日（月）の3日間に、外部講師9名、日本人運営スタッフ3名を派遣する
- イ 外部講師については、次の条件を満たすこととする。
 - ① 9名のうち、5名程度は日本人中学生の指導経験をもち、4名程度は日本人高校生への指導経験がある。
 - ② 高度な言語活動（ディベートやディスカッションなど）を指導した経験を有している。
 - ③ 海外の語学学校等において、少人数グループの指導経験があり、ペアやグループ活動のファシリテートができる。

(4) 本プログラムに必要な教材及びその他準備物の作成等【形式、必要数等】

- ア 本プログラム指導計画【電子媒体】
- イ 本プログラム参加者が使用する教材【紙媒体ワークシート90部（各コースで使用するワークシートの必要数はコースによって異なる）及び電子媒体】
- ウ 生徒用しおり【紙媒体90部及び電子媒体】
- エ 生徒及び派遣講師並びに日本人運営スタッフ用名札【名札入れ及びネームカード各90個】
- オ 生徒用教材ファイル【60個】
- カ 生徒の修了証【50枚】
- キ 外部講師、ALT及び日本人運営スタッフ用運営マニュアル【紙媒体（英語版40部、日本語版10部）及び電子媒体】
- ク 参加者募集用ポスター【電子媒体】

ケ wifi ルーター (レンタル) 【9台】

※指導計画及び教材については、発注者と協議の上、作成する。

(5) その他

この仕様書に含めない事項であっても、本業務に必要な事項については含むものとし、疑義の生じた事項については、受注者と発注者双方で協議して定めるものとする。

6 業務内容の変更等

契約締結後、行程に変更が生じた場合は変更契約を締結することとする。

7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 受注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

9 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

10 再委託の禁止

受注者は、再委託をしてはならない。

11 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

12 完了報告及び確認

受注者は、本業務を完了日から10日以内に業務完了報告書を発注者に提出し発注者の確認を受けるものとする。

13 委託料の支払

- (1) 受注者は、12の完了報告が適正と認められた後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。

14 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

15 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注1) 甲は鳥取県、乙は受注者（受託者）をいう。